

令和3年度

南相馬市保育士等修学資金貸付 募集要項

南相馬市保育士等修学資金は、保育士・幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）の確保及び定着化を図ることを目的に、将来、本市の私立保育園等で保育士等として業務に従事しようとする方に、在学期間中の修学資金を貸付するものです。

この制度は、修学資金貸付期間相当の期間、市内私立保育園・幼稚園等において保育士等の業務に従事した場合、貸付金の返還が免除されます。ただし、卒業後、免許を取得できない場合や市内の私立保育園等で保育業務に従事しない場合などには、貸付金を返還していただきます。

1 応募資格

修学資金の貸付を受けることができる方は、次の（１）（２）の両方に該当する方です。

- （１）保育士等の養成施設*¹に在学していること。
- （２）養成施設を卒業（免許取得）後、直ちに市内私立保育園・幼稚園等において、保育士・幼稚園教諭として業務に従事する意思があること。

（注意）福島県保育士修学資金の貸付けを受けている場合は申請不可。

※1 通信制によるものを除く

2 修学資金の額

	区分	貸付額
1	授業料相当の資金	月額 50,000円以内
2	入学資金	400,000円以内
3	就職準備の資金 (転居費用、勤務先で使用する被服費、通勤に要する自転車等の購入費用など)	400,000円以内

※貸付は、区分ごとの単体でも貸付け可とします。

3 貸付けの期間

修学資金の貸付期間は、貸付の契約に定めた月から、養成施設の正規の修学期間を終了する月までとします。

4 申請書類

次の書類を提出してください。

(1) 保育士等修学資金貸付申請書

※未成年の場合は保護者の同意が必要です。

※連帯保証人が2人必要です。

(連帯保証人は、独立の生計を営む成年者で、修学資金の貸付決定の際は、申請者と連帯し、修学資金の返還債務を負担することになります。)

(2) 履歴書

(3) 在学証明書 (保育士等養成施設に在学又は在所していることを証する書面)

(4) 申請者の住民票 (写し)

(5) 連帯保証人の住民票 (写し)

(6) 連帯保証人の印鑑登録証明 (写し)

(7) 申請者が属する世帯全員の課税所得証明書 (写し)

(8) 学業成績証明書

(9) 就職先の雇用契約書、雇用条件通知書 (写し) 又は内定通知書 (写し)

※就職準備資金の貸付申請の際に提出

(10) 口座振替依頼書及び通帳の写し

(11) その他、必要に応じ上記以外の書類を提出していただく場合があります。

5 申請書類提出

(1) 受付期間

予算の範囲内で随時受付します。

(2) 申請方法

持参又は郵送

※ファクシミリ・メールによる提出は受けません。

(3) 申請書提出先 (郵送先)

〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 南相馬市役所本庁舎2階
南相馬市教育委員会事務局 教育総務課

6 選考方法

南相馬市みらい育成修学資金審査会にて審査の上、貸付者を決定します。
審査結果 (貸付の可否) については、申請した方全員に文書で通知します。

7 注意事項

(1) 申請者が未成年者の場合の申請手続について

申請者が未成年の場合、法定代理人 (親権者等) の同意が必要です。

(2) 連帯保証人について

修学資金の貸付にあたり、連帯保証人が2名必要となります。（1名は申請者と別世帯・別生計の方としてください。）

申請者が未成年の場合は、連帯保証人2名のうち1名は法定代理人（親権者等）として頂きます。

連帯保証人は、申請者と連帯して返還の責任を負います。申請者の返済能力の有無にかかわらず、返還状況によっては、連帯保証人へ請求を行う場合があります。

（注意）連帯保証人になっていただく方には、必ず承諾を受けて下さい。

(3) 修学資金の貸付について

貸付の可否は、申請した方全員に文書で通知します。

修学資金は、貸付の契約に定める月から6か月分を、修学資金の貸付けを受ける方名義の口座に振込みます。（以後も6か月分ごとまとめて振込み）

また、入学資金については、1回目の振込み時に修学資金（授業料相当の資金）と併せて振込みます。

(4) 修学資金の返還・猶予・免除について

① 修学資金の返還

修学生が、次のア～コのいずれかに該当する場合には、修学資金の貸付けの契約を解除し、指定した期日までに貸付けを受けた修学資金の全額を一括で返還していただきます。

- ア 保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等に就労しなかったとき。
- イ 死亡したとき。
- ウ 休学又は転学の理由が適当でないとき。
- エ 養成施設を退学し、又は退所したとき。
- オ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- カ 心身の故障のため、修学の見込みがなくなったと認められるとき。
- キ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- ク 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき。
- ケ その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったとき。
- コ その他修学生として適当でないとき。

② 貸付の休止

修学生が、休学（休所）、停学（停所）したときは、決定を受けた日の属する月の翌月の分から復学（復所）した日の属する月の分まで修学資金を休止します。

③ 返還の猶予

修学資金の貸付けを受けた方が、次のア～ウのいずれかに該当する場合には、修学資金の返還を猶予します。

- ア 市内の私立保育園等において、業務に従事しているとき。
- イ 災害等により返還が困難と認められるとき。
- ウ 契約解除後、引き続き保育士等養成施設に在学しているとき。

④ 返還の免除

修学資金の貸付けを受けた方が、次のいずれかに該当することとなった場合は、修学資金の返還を全額免除します。

- ・市内私立保育園等において業務に従事している期間が、修学資金の貸付期間に相当する期間に達したとき。
- ・市内私立保育園等において業務に従事している期間中に、業務上の災害により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(5) 各種届出の義務

①年1回必ず届出するもの

現況報告書

②①以外に次のいずれかに該当したときは届出が必要です。

- ・自己又は連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。
- ・連帯保証人に変更があったとき。
- ・休学（休所）、停学（停所）、退学の処分を受けたとき。
- ・その他教育委員会が必要と認めるとき。

(6) 延滞金

正当な理由なく修学資金の返還を遅延したときは、その金額に年14.6%の割合で計算した延滞金を合わせて納付いただくことになります。

8 問い合わせ先

南相馬市教育委員会事務局教育総務課総務係

電 話：0244-24-5282

FAX：0244-23-7782

E-Mail：kyoukusomu@city.minamisoma.lg.jp